

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

第二特別調査室

I 所管事項の動向

1 衆議院の一票の較差是正

(1) 衆議院議員選挙区画定審議会による区割り改定案の勧告

令和2年10月1日現在で実施された大規模国勢調査の結果に基づき、令和4年6月16日、衆議院議員選挙区画定審議会は、岸田内閣総理大臣に対し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を行った。今後政府により、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定と比例代表選挙の選挙区別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出¹されることが見込まれている。

同勧告では、平成28年成立のいわゆる衆議院選挙制度改革関連法²で導入されたアダムズ方式³による都道府県への定数配分に基づき15都県で10増10減し、選挙区割りについては25都道府県140選挙区の改定を行うこととしている。これにより選挙区間の最大較差は2.096倍から1.999倍（令和2年国勢調査日本国民人口）へ縮小し、分割市区町は105から32へ減少することとなる。

アダムズ方式とは

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

(図表1) 衆議院小選挙区における都道府県別定数の異動

定数増		定数減			
埼玉県	15→16 (+1)	宮城県	6→5 (-1)	岡山県	5→4 (-1)
千葉県	13→14 (+1)	福島県	5→4 (-1)	広島県	7→6 (-1)
東京都	25→30 (+5)	新潟県	6→5 (-1)	山口県	4→3 (-1)
神奈川県	18→20 (+2)	滋賀県	4→3 (-1)	愛媛県	4→3 (-1)
愛知県	15→16 (+1)	和歌山県	3→2 (-1)	長崎県	4→3 (-1)

(出所) 当室作成

(図表2) 衆議院比例代表選挙における選挙区別定数の異動

定数増		定数減	
南関東	22→23 (+1)	東北	13→12 (-1)
東京都	17→19 (+2)	北陸信越	11→10 (-1)
		中国	11→10 (-1)

(出所) 当室作成

¹ 「総務省としても、今回の区割り審の勧告に基づいて、必要な法制上の措置を講じてまいりたいと考えております。」(総務省HP「寺田総務大臣閣議後記者会見の概要」令和4年8月10日)

² 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」(平成28年法律第49号)

³ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第2項参照

(図表 3) 最大人口較差

	改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大	福岡2区 547,664人	東京22区 574,264人	神奈川16区 554,516人
最小	鳥取2区 273,973人	鳥取2区 273,973人	鳥取2区 283,502人
	1. 999倍	2. 096倍	1. 956倍

(出所) 当室作成

(図表 4) 改定案における分割市区 (改定案32市区←現行105市区町)

新たに分割される区の数	2区	北海道札幌市白石区、福岡県福岡市東区
分割の区域が変更される市区の数	12市区	埼玉県川口市 千葉県市川市、船橋市 東京都大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、 練馬区、足立区、江戸川区、八王子市 兵庫県川西市
分割の区域に変更がない市区の数 (改定案には含まれない)	18市区	北海道札幌市北区・西区、 栃木県宇都宮市 など

(出所) 当室作成

(2) 第49回衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟

令和3年10月31日に行われた第49回衆議院議員総選挙の小選挙区選挙における選挙区間較差は、選挙当日の有権者数比率で最大2.079倍であり、選挙区によって一票の価値が異なるのは違憲であるとして全小選挙区について選挙無効を求める訴訟が全国の高裁・支部に提起された。

各高裁の判断は「合憲」が9件、「違憲状態」が7件であったが、いずれも原告側が上告しており、最高裁において本年12月14日に口頭弁論が行われ、年度内に統一判断が示される見通しであると報じられている⁴。

2 地方公共団体の選挙期日の統一

昭和22年4月、戦後の新たな地方自治制度の下で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が一斉に執行⁵された。任期途中の議会の解散や長の辞職、死亡等の事由が発生しない限り4年ごとに同時に任期が満了することから、昭和26年に「地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」(昭和26年法律第2号)(統一地方選挙特例法)が制定された。それ以降、上記事由のほか、市町村合併による新設市町村の設置や東日本大震災等により、統一して行われる選挙の数は減少しているが、4年ごとに統一地方選挙特

⁴ 『産経新聞』『東京新聞』(令4.9.13)等

⁵ 「都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律」(昭和22年法律第15号)

例法が制定され、平成31年まで計19回選挙期日を統一して執行する統一地方選挙が実施されてきた。

令和5年は統一地方選挙の年に当たることから、従来どおり、統一地方選挙の前年に政府による所要の法律案の提出が見込まれている⁶。

3 参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数6増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟について、令和2年11月18日、最高裁大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、第204回国会（常会）の令和3年5月14日、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山梨参議院議長（当時）の下に「参議院改革協議会」が設置された。同協議会は、参議院の一票の較差是正に向けた選挙制度改革をテーマとして協議を進め、令和4年6月8日（第208回国会（常会））に、山梨議長に対し、参議院の在り方や選挙制度改革などに関する報告書を提出した。

同報告書では、選挙制度の在り方について各会派の意見を列記しており、議論を本年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐ旨の報告をしている⁷。

なお、令和4年7月10日に執行された第26回参議院通常選挙の選挙区選挙における選挙区間較差は、選挙当日の有権者数比率で最大3.03倍であり、選挙区によって一票の価値が異なるのは違憲であるとして全選挙区について選挙無効を求める訴訟が全国の高裁・支部に提起された。各高裁・支部の判断は、本年10月以降に示されると報じられている⁸。

4 公職選挙法等をめぐる最近の動き

(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

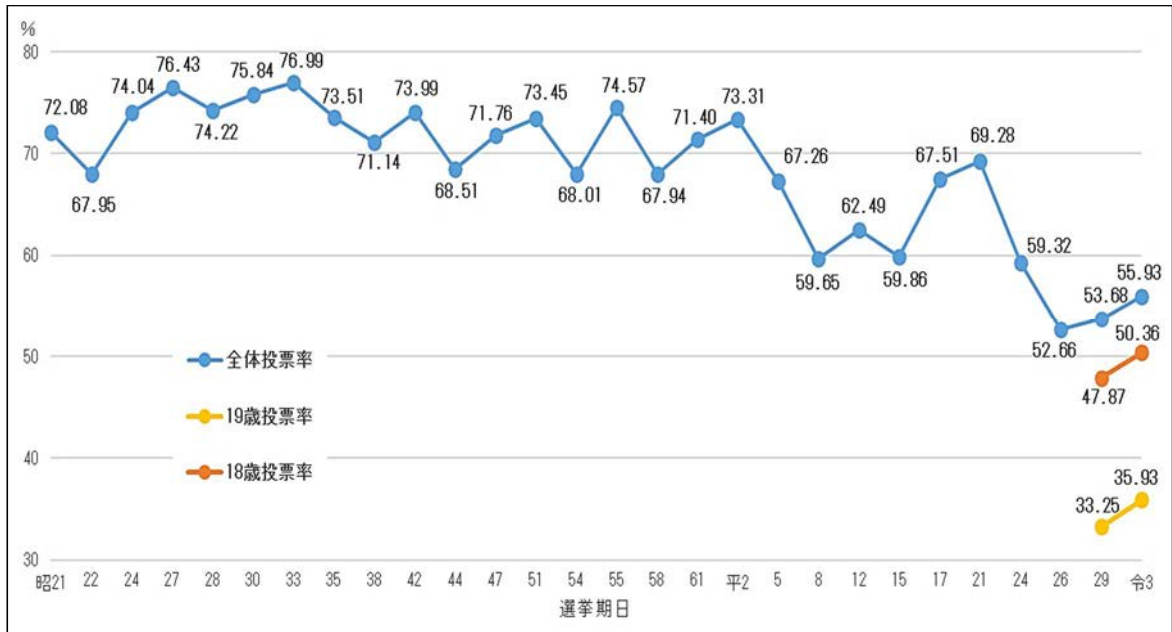
第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、55.93%で、前回から2.25ポイント増加したものの、戦後3番目に低い投票率であった。このうち18歳・19歳の投票率は、18歳は50.36%、19歳は35.93%となり、前回の衆議院議員総選挙と比べて、18歳は2.49ポイント増加、19歳は2.68ポイント増加したものの、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

⁶ 『読売新聞』（令4.9.2）

⁷ なお、第209回国会（臨時会）において、協議会は設置されていない。

⁸ 『日経新聞』（令4.9.9）

(図表5) 衆議院議員総選挙(大選挙区・中選挙区・小選挙区)における投票率の推移

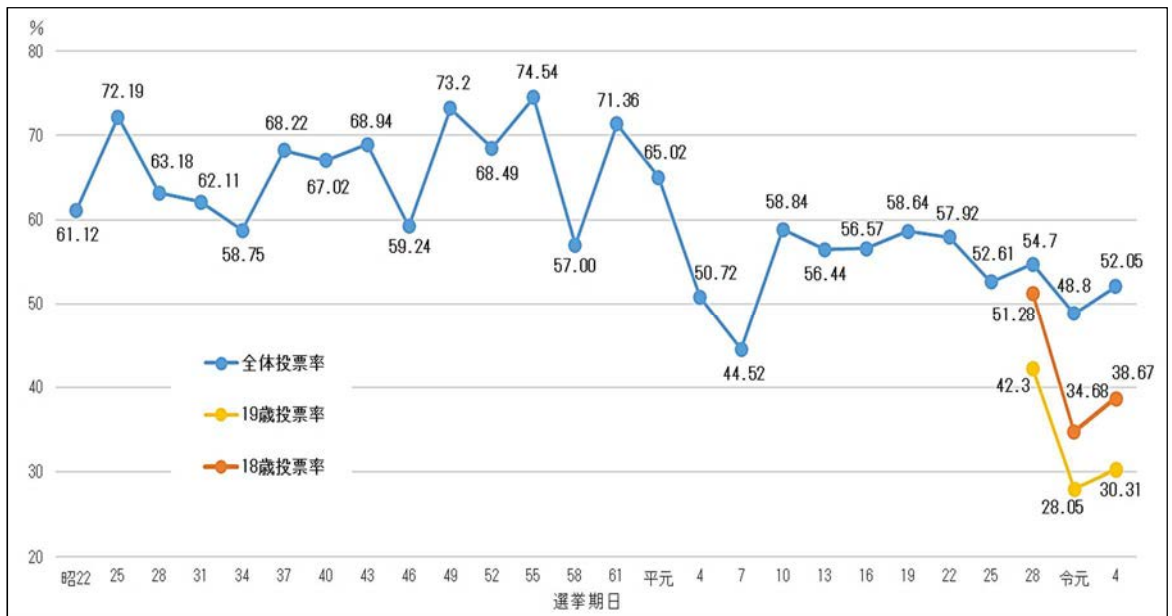


※令和3年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

(出所) 総務省資料をもとに当室作成

直近の国政選挙である第26回参议院議員通常選挙(令和4年7月10日執行)の投票率(選挙区選挙)は52.05%(比例代表選挙は52.04%)で、過去4番目に低かった。

(図表6) 参议院議員通常選挙(地方区・選挙区)における投票率の推移



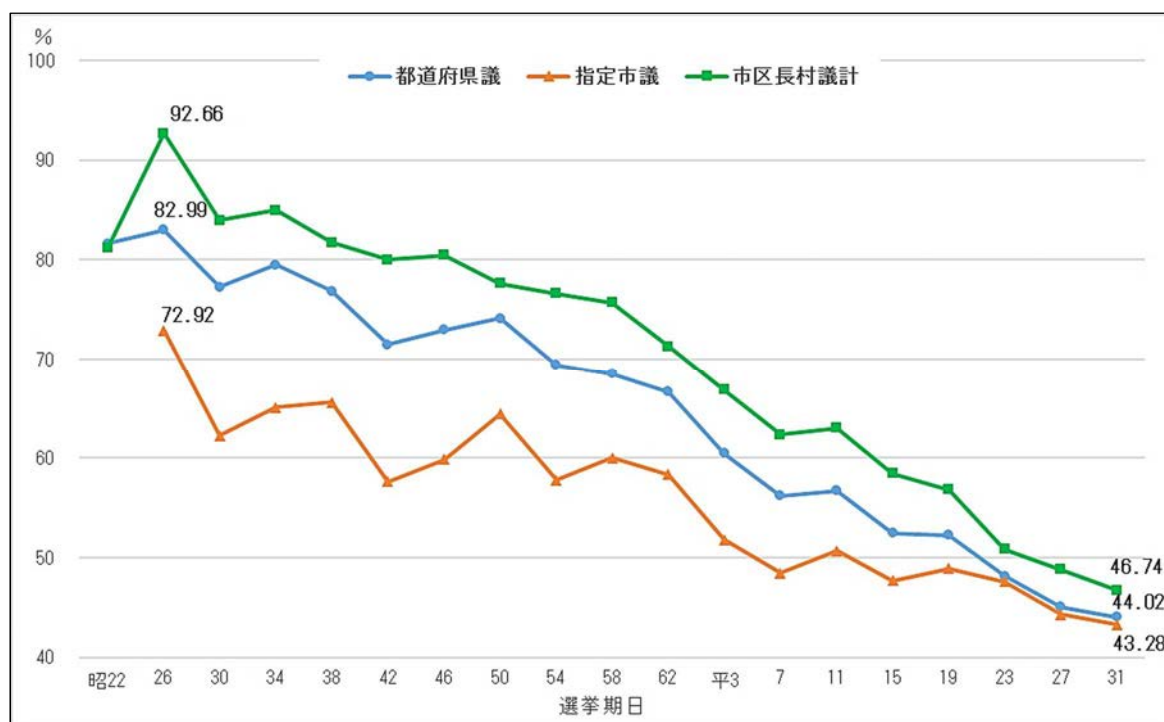
※令和4年通常選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査(平成28年は全数調査)による数値である。

(出所) 総務省資料をもとに当室作成

このような投票率の低下傾向に対して国会では、18歳・19歳の投票率の低下を十分に分析し、今後の主権者教育の在り方を検討すべきとの指摘がなされている⁹。

地方選挙では、平成31年統一地方選挙（前半：平成31年4月7日執行、後半：同月21日執行）における投票率は、知事選挙を除き、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

（図表7）統一地方選挙における議会の議員の選挙の投票率の推移



（出所）総務省資料をもとに当室作成

（2）投票環境の向上方策

総務省では、平成26年5月から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。同研究会の報告（平成27年3月の中間報告、平成28年9月の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた¹⁰。

また、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討されており、現状は次のとおりである。

⁹ 第201回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号3頁（令2.6.1）

¹⁰ 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し、②共通投票所制度の創設、③期日前投票の投票時間の弾力化、④投票所に入ることができる子供の範囲の拡大、⑤都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、⑥在外選挙人名簿の登録制度の見直し、⑦最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し

ア 郵便等投票の対象者の拡大

平成28年12月、同研究会は、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年6月に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した¹¹。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護5の者に限られている対象を要介護3及び要介護4の者まで拡大することが提言された¹²。

第196回国会（常会）の平成30年5月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護3及び要介護4の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした¹³が、提出には至っていない。

イ インターネット投票の検討

平成29年12月から、同研究会は、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ICTの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年8月に報告を公表した¹⁴。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和2年1月末から2月上旬に全国計5市区町¹⁵で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行っている。

第49回衆議院議員総選挙後の同3年11月、金子総務大臣（当時）は記者会見で、在外選挙インターネット投票の導入に向けては、マイナンバーカードの海外利用を前提にした本人確認や二重投票の防止などの論点について確実な対応を行うことが必要だとし、各党各会派における議論を踏まえる必要があるが、引き続き検討を進めたい旨を述べた¹⁶。

第208回国会（常会）の令和4年6月3日、立民から、インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進することを目的とする「インターネット投票の導入の推進に関する法律案」（井坂信彦君外17名提出、第208回国会衆法第50号）が提出され、本委員会において継続審査となっている。

¹¹ 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年6月13日）

¹² 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約181万人（要介護3の者：約92万人、要介護4の者：約88万人）増えることが想定される（厚生労働省HP「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和4年5月分））。

¹³ 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第4号4頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

¹⁴ 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告」（平成30年8月10日）

¹⁵ 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

¹⁶ 総務省HP「金子総務大臣閣議後記者会見の概要」（令和3年11月5日）

(3) 選挙における新型コロナウイルスへの対応（特例郵便等投票）

令和2年4月、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたが、政府は、選挙については、住民の代表を決める民主主義の根幹を成すものであり、任期が来た場合は決められたルールの下で次の代表を選ぶのが民主主義の大原則であるため、不要不急の外出には該当しないとした¹⁷。そのため、感染拡大防止策¹⁸を講じながら、選挙は法律に基づき執行されている。

このような中で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、投票困難となっている者がいる状況に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち一定の要件を満たしている者（特定患者等）について、令和3年6月23日以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投票を認める、いわゆる特例郵便等投票制度が設けられている¹⁹。

第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）では、特例郵便等投票制度を利用して投票した者は324人（請求者数は338人、交付者数は329人）であった。

特定患者等

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者で、次のいずれかに該当する者

- ・ 感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者
- ・ 検疫法の規定により隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

(4) 女性や若者の政治参画促進

ア 女性の政治参画の促進

(7) 法律の制定等

政治分野における女性の参画拡大のために制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号。以下「政治分野男女共同参画推進法」という。）は、基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとしている。

本法は、令和3年6月に改正²⁰された。同改正により、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、候補者の選定方法の改善等が規定されるとともに、セクハラ・マタハラ等に対応するための国及び地方公共団体の施策の強化が規定された。

政府は、令和2年12月25日、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定した。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が30%程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める

¹⁷ 第201回国会参議院議院運営委員会会議録第12号5頁（令2.4.7）安倍内閣総理大臣答弁、総務省HP「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」（令和2年4月10日）

¹⁸ マスク着用、消毒用アルコールの設置、期日前投票の利用呼びかけ、投票所の混雑状況の情報提供など。

¹⁹ 「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」（令和3年法律第82号）

²⁰ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第67号）（令和3年6月16日公布、同日施行）

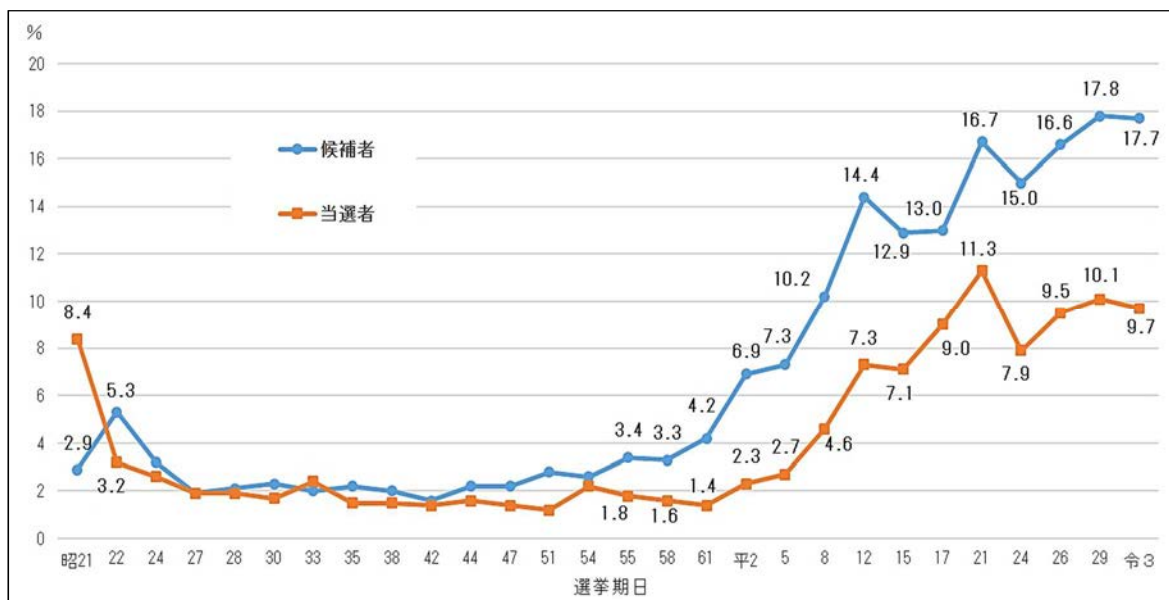
女性の割合を 2025 年までに 35%とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた。

なお、政府は、第 3 次～第 5 次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の参画拡大に向け、令和 3 年 8 月までに計 9 回にわたり各政党に対して要請を行っている。

(イ) 国政選挙の状況

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和 61 年以降おおむね上昇傾向にあるが、諸外国と比較すると依然として低い水準にとどまっている。

(図表 8) 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合



※令和 3 年総選挙の結果については、速報値である。

(出所) 総務省資料をもとに当室作成

第 49 回衆議院議員総選挙（令和 3 年 10 月 31 日執行）は、政治分野男女共同参画推進法及び同改正法の施行後初めての総選挙であったが、候補者のうち女性は 186 人で、候補者全体に占める割合は、前回総選挙からほぼ横ばいの 17.7%であった。また、当選者のうち女性は 45 人で、当選者全体に占める割合は、前回はやや下回る 9.7%であった。

一方、第 26 回参議院議員通常選挙（令和 4 年 7 月 10 日執行）においては、候補者のうち女性は 181 人で、候補者全体に占める割合は 33.2%であった。また、当選者のうち女性は 34 人で、当選者全体に占める割合は 27.4%（通常選挙と合併して行われた補欠選挙の当選人を除く。当該当選人を含めると 35 人となり、28%）であり、候補者・当選者とも女性の占める割合は過去最高であった（いずれも速報値）。

イ 被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の18歳以上への引下げ²¹を踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」（会長：牧原秀樹衆議院議員）が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた²²。

本年7月に執行された第26回参議院議員通常選挙においても、各党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた²³。

第208回国会（常会）の令和4年5月20日、立民から、衆議院議員及び都道府県の議会の議員等については18歳以上に、参議院議員及び都道府県知事については23歳以上に、それぞれ被選挙権年齢を引き下げること等を内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号）が提出され、本委員会で継続審査となっている。

(5) 在外国民の国民審査権

ア 国民審査制度の概要

憲法第79条に規定される最高裁判所裁判官の国民審査は、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしい者かどうかを国民が審査する解職の制度であり、国民主権の観点から重要な意義を持つものとされている。

最高裁判所の裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けることとされ、その後も同様とされている²⁴。

昭和24年の第1回以降これまでに25回の審査が実施されているが、罷免された裁判官の例はない。

イ 在外国民の国民審査権をめぐる動き

選挙制度の分野では、日本国外に居住する日本国民の選挙権行使の機会を保障するため、平成10年に在外選挙制度が創設された。これにより、在外国民は、平成12年から衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙について、平成19年からは衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙についても、国外から投票ができるようになった。しかし、衆議院議員総選挙の期日に合わせて行われる最高裁判所裁判官の国民審査については、在外国民の

²¹ 「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）

²² 「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』等（平30.11.29）

²³ 自民党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2022 J-ファイル）、立憲民主党は「現行の各種選挙の被選挙権年齢を7歳引き下げ」（政策集2022）、公明党は「被選挙権年齢の引き下げをめざします」（参院選2022政策集）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（維新八策2022）、国民民主党は「各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員は18歳、参議院議員、知事は20歳とする」（政策パンフレット）、共産党は「被選挙権年齢を引き下げます」（2022参院選挙政策）、NHK党は「被選挙権の引き下げを積極的に提案していく」（NHK党の公約）とする旨をそれぞれ掲げた。

²⁴ 日本国憲法第79条、最高裁判所裁判官国民審査法第2条参照

投票が認められていない。

これが、公務員の選定・罷免権を定める憲法第 15 条や最高裁判所裁判官の国民審査について定める憲法第 79 条等に違反するとして、国家賠償などを求める訴えが提起された。裁判では、在外国民に審査権の行使を認めていないことの憲法適合性などが争われた。

最高裁判所大法廷は、令和 4 年 5 月 25 日、次のような理由から、違憲と判示した。

判決理由の概要

審査権は選挙権と同様の性質を有する権利であり、国民の審査権又はその行使を制限するにはやむを得ない事由がなければならない。しかしながら、立法措置をとることが事実上不可能ないし著しく困難であるとはいえない。

また、立法措置をとらなかったことに対し、原告らによる国家賠償請求を認容した²⁵。

判決を受け、金子総務大臣（当時）は、国民審査の在外投票を可能とするための方策について早急に検討する必要があるとし、現行制度の見直しを急ぐ考えを示した²⁶。

II 第 210 回国会提出予定法律案等の概要

1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和 5 年 3 月、4 月又は 5 月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める。

2 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（付託未定）

国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行う。

3 公職選挙法の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める。

²⁵ 原告 1 人につき 5,000 円及びこれに対する遅延損害金

²⁶ 「総務省としては判決を厳粛に受け止め、判決内容を踏まえ、国民審査の在外投票を可能とするための方策について、関係各方面とも協議しつつ、早急に検討してまいります。」（総務省HP「金子総務大臣閣議後記者会見の概要」令和 4 年 5 月 27 日）

(参考) 継続法律案等

- 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外 4 名提出、第 208 回国会衆法第 39 号）

公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満 18 年に、参議院議員及び都道府県知事については満 23 年に、それぞれ引き下げる。

- 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外 4 名提出、第 208 回国会衆法第 48 号）

会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずる。

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外 4 名提出、第 208 回国会衆法第 49 号）

国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護を図りつつ、収支報告書のインターネットを利用する方法による公表を義務付ける。

- インターネット投票の導入の推進に関する法律案（井坂信彦君外 17 名提出、第 208 回国会衆法第 50 号）

インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置すること等により、これを推進する。

内容についての問合せ先

第二特別調査室 花房首席調査員（内線 68720）